



長野県報

4月13日(木)
平成29年
(2017年)
第2866号

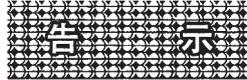
目次

告示

社会福祉士及び介護福祉士法に基づく特定行為業務を行う者の登録(介護支援課).....	1
長野県希少野生動植物保護条例に基づく保護回復事業計画の策定及び閲覧(自然保護課).....	1
林道事業補助金交付要綱の一部改正(信州の木活用課).....	2
基本測量の実施(建設政策課).....	4
電線共同溝を整備すべき道路の指定(道路管理課).....	4
広域連合の規約の変更の許可(市町村課).....	4
道路の区域変更及び関係図面の縦覧(道路管理課).....	4
道路の供用開始及び関係図面の縦覧(道路管理課).....	5

公告

随意契約の相手方の決定(情報政策課).....	5
大規模小売店舗立地法第6条第1項の規定による届出及び届出書の縦覧(3件)(産業立地・経営支援課創業・サービス産業振興室).....	5
随意契約の相手方の決定(建設政策課技術管理室).....	7
土地改良区役員の就退任の届出(3件)(農地整備課).....	7
開発行為に関する工事の完了(4件)(都市・まちづくり課).....	8
特定調達契約に係る一般競争入札(刑事企画課).....	8



長野県告示第216号

社会福祉士及び介護福祉士法(昭和62年法律第30号)附則第20条第1項の特定行為業務を行う者の登録を次のとおり行いました。

平成29年4月13日

長野県知事 阿部 守一

(登録特定行為事業者 介護老人福祉施設)			
事業者の名称	事業所の名称	事業所の所在地	登録した年月日
医療法人緑風会	介護老人保健施設ハーモニック東部	東御市祢津346番地1	平成29年4月1日
(登録特定行為事業者 介護予防短期入所療養介護)			
事業者の名称	事業所の名称	事業所の所在地	登録した年月日
医療法人緑風会	介護老人保健施設ハーモニック東部	東御市祢津346番地1	平成29年4月1日
(登録特定行為事業者 短期入所療養介護)			
事業者の名称	事業所の名称	事業所の所在地	登録した年月日
医療法人緑風会	介護老人保健施設ハーモニック東部	東御市祢津346番地1	平成29年4月1日

介護支援課

長野県告示第217号

長野県希少野生動植物保護条例(平成15年長野県条例第32号)第31条第1項の規定により、ゴマシジミに関する保護回復事業計画を定めましたので、同条第3項の規定により、その概要を次のとおり告示します。

なお、当該計画は、長野県環境部自然保護課、各地域振興局環境課、各地域振興局行政情報コーナー及び環境保全研究所飯綱庁舎において閲覧に供します。

平成29年4月13日

長野県知事 阿部 守一

- 1 対象とする種
ゴマシジミ：Maculinea teleius kazamoto（本州中部亜種）
Maculinea teleius hosonoi（八方尾根・白山亜種）
- 2 事業の目標
長野県内の生息地での本種の絶滅を回避しつつ、現在の密度レベルを維持・拡大し、本種が自然状態で安定的に生息する状態を保つこと及びその保全体制を創出することを目標とする。また、生物多様性に配慮した生息環境の確保により、生息可能域の拡大を目指す。
- 3 事業の区域
県内における本種の分布域

- 4 保護回復のために取り組むべき事項
 - (1) 本州中部亜種
 - ア 保全技術確立のための生態・生活史の解明や各種調査
 - イ 生息地保全のための規制措置と草地維持管理・拡大の取組
 - ウ 地域の保全体制の確立に向けた地域内外の支援体制の構築
 - (2) 八方尾根・白山亜種
 - ア パトロールによる保護活動と普及啓発活動
 - イ 本亜種及び食草の生息・生育状況のモニタリングと生態の実態調査

自然保護課

長野県告示第218号

林道事業補助金交付要綱（平成23年長野県告示第497号）の一部を次のように改正します。

平成29年4月13日

長野県知事 阿部守一

第2第1項の表の森林環境保全整備事業の項を次のように改める。

森林環境保全整備事業	林業専用道等整備事業	1 林業専用道（間伐作業をはじめとする森林施業の用に供し、専ら木材輸送用車両の通行等に供する恒久的施設として整備すべき林道をいう。以下同じ。）の開設に要する経費 2 作業ポイント及び森林作業道等との接続路の整備に要する経費 3 林道改良事業に要する経費 (1) 幹線林道に係るもの (2) その他の林道に係るもの 4 林道点検診断・保全整備に要する経費	事業費（事務雑費、工事雑費及び県が当該事業を指導監督するのに要する経費を除いたものをいう。以下同じ。）の100分の46以内。ただし、過疎地域（過疎地域自立促進特別措置法（平成12年法律第15号）第2条第1項に規定する過疎地域（同法第33条第1項又は第2項の規定により過疎地域とみなされる区域を含む。）をいう。以下同じ。）の市町村及び振興山村の地域（山村振興法（昭和40年法律第64号）第7条第1項の規定に基づき指定された振興山村をいう。以下同じ。）における事業については事業費の100分の51以内 事業費の100分の46以内 事業費の100分の51以内 事業費の100分の31以内。ただし、舗装を実施する場合は事業費の300分の103以内 事業費の100分の51以内
	環境林整備事業	森林管理道（森林整備に直結する林内路網を形成する上で、恒久的施設として整備すべき林道をいう。以下同じ。）の開設に要する経費	事業費の100分の51以内。ただし、森林組合等が行う過疎地域及び振興山村地域における事業については100分の56以内

第2第1項の表の農山漁村地域整備交付金事業の項中「利用区域内森林面積（当該路線の利用対象となる地域内の森林面積をいう。以下同じ。）に対する森林整備実施予定面積の割合が20%以上のもの」を削り、

共生環境整備事業	1 林道整備（森林管理道開設）に要する経費 (1) 森林造成林道に係るもの (2) 峰越連絡林道に係るもの ア 幹線林道 (7) 市町村が行うもの (4) (7)以外の者が行うもの イ その他の林道 (3) (1)及び(2)以外の林道に係るもの 2 森林空間総合整備事業における林道整備（林道改良・舗装）に要する経費 (1) 幹線林道に係るもの (2) その他の林道に係るもの	事業費の100分の51以内。ただし、森林組合が行う過疎地域の市町村及び振興山村の地域における事業については事業費の100分の56以内 事業費の100分の51以内 事業費の300分の203以内 事業費の100分の51以内 事業費の100分の46以内。ただし、過疎地域の市町村及び振興山村の地域における事業については事業費の100分の51以内 事業費の100分の51以内 事業費の100分の31以内。ただし、舗装を実施する場合は事業費の300分の103以内
----------	--	--

を

共生環境整備事業	<p>1 林道整備（森林管理道開設）に要する経費</p> <p>(1) 森林造成林道に係るもの</p> <p>(2) 峰越連絡林道に係るもの</p> <p>ア 幹線林道</p> <p>(7) 市町村が行うもの</p> <p>(4) (7)以外の者が行うもの</p> <p>イ その他の林道</p> <p>(3) (1)及び(2)以外の林道に係るもの</p> <p>2 森林空間総合整備事業における林道整備（林道改良・舗装）に要する経費</p> <p>(1) 幹線林道に係るもの</p> <p>(2) その他の林道に係るもの</p>	<p>事業費の100分の51以内。ただし、森林組合等が行う過疎地域の市町村及び振興山村の地域における事業については事業費の100分の56以内</p> <p>事業費の100分の51以内 事業費の300分の203以内 事業費の100分の51以内 事業費の100分の46以内。ただし、過疎地域の市町村及び振興山村の地域における事業については事業費の100分の51以内</p> <p>事業費の100分の51以内 事業費の100分の31以内。ただし、舗装を実施する場合は事業費の300分の103以内</p>
林道改良事業	<p>林道改良事業に要する経費</p> <p>(1) 幹線林道に係るもの</p> <p>(2) その他の林道に係るもの</p>	<p>事業費の100分の51以内 事業費の100分の31以内。ただし、舗装を実施する場合は事業費の300分の103以内</p>
林道点検診断・保全整備事業	<p>林道点検・診断、保全整備事業に要する経費</p>	<p>事業費の100分の51以内</p>
フォレスト・コミュニティ総合整備事業	<p>林道整備に要する経費</p> <p>(1) 森林基幹道（森林整備の基礎となり、生活環境の改善にも資する骨格的な林道をいう。以下同じ）の開設に係るもの</p> <p>(2) 森林基幹道の改良・舗装に係るもの</p> <p>ア 幹線林道に係るもの</p> <p>イ その他林道に係るもの</p> <p>(3) 林業施設用地整備及び作業ポイントの整備に係るもの</p>	<p>事業費の100分の51以内。ただし、森林組合等が行う場合については事業費の100分の66以内</p> <p>事業費の100分の51以内 事業費の100分の31以内。ただし、舗装を実施する場合は事業費の300分の103以内 事業費の100分の51以内</p>
効果促進事業	<p>農山漁村地域整備計画の目標を達成するための必要な経費</p>	<p>事業費の100分の51以内</p>

に改め、同表の地域自主戦略交付金事業の項及び道整備交付金事業の項を次のように改める。

地域自主戦略交付金事業	森林環境保全整備事業	<p>1 育成林整備事業</p> <p>農山漁村地域整備交付金の項の経費の欄に準ずる。ただし、利用区域内森林面積に対する森林整備実施予定面積の割合が20%未満のものに限る。</p> <p>2 林道改良事業に要する経費</p> <p>農山漁村地域整備交付金事業の項の経費の欄に準ずる。</p>	<p>農山漁村地域整備交付金の項の補助率の欄に準ずる。</p> <p>農山漁村地域整備交付金事業の項の補助率の欄に準ずる。</p>
	森林居住環境整備事業	<p>フォレスト・コミュニティ総合整備事業に要する経費</p> <p>農山漁村地域整備交付金事業の項の経費の欄に準ずる。</p>	<p>農山漁村地域整備交付金事業の項の補助率の欄に準ずる。</p>
道整備交付金事業	<p>農山漁村地域整備交付金事業の項の経費の欄に準ずる。</p>	<p>農山漁村地域整備交付金事業の項の補助率の欄に準ずる。</p>	

第2第1項の表の道整備交付金事業の項の次に次のように加える。

地方創生道整備推進交付金事業	<p>農山漁村地域整備交付金事業の項の経費の欄に準ずる。</p>	<p>農山漁村地域整備交付金事業の項の補助率の欄に準ずる。</p>
----------------	----------------------------------	-----------------------------------

第3第2項中「正副2部」を削る。

第4第3項中「提出部数は、正副2部とし、」を削る。

第5及び第6中「正副2部」を削る。

第8第3項中「提出部数は、正副2部とし、」を削る。

第9中「正副3部」を削る。

第10第1項中「正副3部」を削り、同条第2項を削る。

第14第1項中「正副2部を」を削る。

第15中「所轄地方事務所」を「所轄地域振興局」に改める。

様式第17号中「番号」を「番号」に、「昭和年月日付達第号」を「昭和年月日」を「年月日」に改める。

「年月日付達第号」に、「3 概算払受領済額」を「3 概算払受領済額 4 振込先」に改める。

様式第18号中「昭和年月日」を「年月日」に、「昭和年度」を「年度」に、

「1 請求額金 円也」を「1 請求額金 円也」に改める。

ただし、出来形工事費 円に対する補助金相当額の10分の9」に改める。

2 振込先 附則

この告示による改正後の林道事業補助金交付要綱第2第1項の表の森林環境保全整備事業の項から道整備交付金事業の項まで（農山漁村地域整備交付金事業の項の林道点検診断・保全整備事業及び効果促進事業の規定を除く。）の規定は、平成25年度の補助金から適用し、同表の農山漁村地域整備交付金事業の項の林道点検診断・保全整備事業及び効果促進事業の規定は、平成27年度の補助金から適用し、同表の地方創生道整備推進交付金事業の項の規定は、平成28年度の補助金から適用する。

信州の木活用課

長野県告示第219号

国土交通省国土地理院長から、次のとおり測量法（昭和24年法律第188号）第14条第1項の規定による基本測量を実施する旨の通知がありました。

平成29年4月13日

長野県知事 阿部守一

1 作業種類

基本測量（電子国土基本図（地図情報）修正）
（国土広域情報 修正）

2 作業期間

平成29年4月1日から平成30年3月31日まで

3 作業地域

長野県全域

建設政策課

道路の種類	路線名	区間
一般国道	141号	上田市常田二丁目930番1地先から 上田市中央一丁目4973番3地先まで

道路管理課

長野県諏訪地域振興局告示第1号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第291条の3第1項の規定により、平成29年3月28日付けで諏訪広域連合の規約の変更を許可しました。

平成29年4月13日

長野県諏訪地域振興局長 酒井裕子

市町村課

長野県告示第220号

電線共同溝の整備等に関する特別措置法（平成7年法律第39号）第3条第1項の規定により、電線共同溝を整備すべき道路を次のとおり指定します。

平成29年4月13日

長野県知事 阿部守一

長野県安曇野建設事務所告示第1号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、次のとおり道路の区域を変更します。

その関係図面は、告示の日から平成29年4月27日まで、長野県建設部道路管理課及び長野県安曇野建設事務所にお

いて、一般の縦覧に供します。

平成29年4月13日

長野県安曇野建設事務所長 高橋 智嗣

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 小岩岳穂高停車場線
- 3 道路の区域

区 間	新旧別	敷地の幅員	延長
		m	km
安曇野市穂高有明9048番地先から 安曇野市穂高有明9048番地先まで	旧	9.9~12.0	0.0135
同 上	新	12.0~12.0	0.0135

道路管理課

長野県安曇野建設事務所告示第2号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定により、次のとおり道路の供用を開始します。

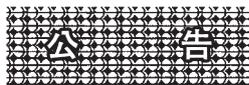
その関係図面は、告示の日から平成29年4月27日まで、長野県建設部道路管理課及び長野県安曇野建設事務所において、一般の縦覧に供します。

平成29年4月13日

長野県安曇野建設事務所長 高橋 智嗣

- 1 路線名 小岩岳穂高停車場線
- 2 供用を開始する区間
安曇野市穂高有明9048番地先から
安曇野市穂高有明9048番地先まで
- 3 供用を開始する期日 平成29年4月13日

道路管理課



公告

次のとおり随意契約の相手方を決定しました。

平成29年4月13日

長野県知事 阿部 守一

- 1 随意契約に係る特定役務の名称及び数量
長野県自治体情報セキュリティクラウド運用業務 一式
- 2 契約に関する事務を担当する課の名称及び所在地
(1) 名称 長野県企画振興部情報政策課
(2) 所在地 長野市大字南長野字幅下692-2
- 3 随意契約の相手方を決定した日
平成29年3月31日
- 4 随意契約の相手方の名称及び所在地
(1) 名称 株式会社電算
(2) 所在地 長野市鶴賀七瀬中町276-6

- 5 随意契約に係る契約金額
53,444,689円
- 6 契約の相手方を決定した手続
随意契約
- 7 随意契約の理由
地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成7年政令第372号)第11条第1項第1号

情報政策課

公告

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)第6条第1項の規定による変更の届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおり公告し、当該届出書を縦覧に供します。

なお、同法第8条第2項の規定により意見を述べようとする者は、縦覧期間満了の日までに知事あてに意見書を提出することができます。

平成29年4月13日

長野県知事 阿部 守一

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
アグリしののいB区画
長野市篠ノ井布施五明628ほか
- 2 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所
グリーン長野農業協同組合
長野市篠ノ井布施高田961-2
- 3 変更した事項
大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び住所並びに代表者の氏名
(変更前)

名称	代表者氏名	住所
(株)モリキ	高橋 一隆	飯山市南町13-3

(変更後)

名称	代表者氏名	住所
(株)モリキ	松本 訓彦	飯山市南町13-3

- 4 変更した年月日
平成28年4月1日
- 5 届出年月日
平成28年12月27日
- 6 届出書の縦覧の場所
長野県産業労働部産業立地・経営支援課創業・サービス産業振興室又は長野県長野地域振興局商工観光課
- 7 縦覧の期間
平成29年4月13日から平成29年8月14日まで
- 8 意見書の様式
長野県大規模小売店舗立地法事務取扱要綱(平成12年5月19日付け12産振第137号)様式第8号による。
- 9 意見書の提出先